

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月29日（平成28年（行情）諮問第271号）

答申日：平成30年7月19日（平成30年度（行情）答申第180号）

事件名：特定の想定問答の原議等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「①特定の想定問答（以下「本件想定問答」という。）の『原議』，
②本件想定問答にいう『確認』が，いつ，どこで，誰によってなされたか
分かる文書，③『質問はされておらず，また回答もしていない』とする根
拠が書かれた文書」（以下，順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文
書3」といい，併せて「本件対象文書」という。）につき，これを保有し
ていないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し，平成26年11月4日付け防官文第1
6171号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が
行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分の取消し
及び文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

本件想定問答は平成24年～25年にかけて情報公開請求の対象にな
っており，保存期限が延長されているはずである。

なお，平成23年と平成24年に，たちかぜ公益通報者が首席法務官
にアンケートの存在を伝えたことは，公益通報者が録音していたことか
ら明らかとなっており，この想定問答は100パーセントでたらめであ
る（やりとりの存在を100パーセント否定している。）。聞き取りを
した人間が結果をねじ曲げた可能性が高いが，海幕広報室はその人間を
かばっているのではないか。

（2）意見書

ア まず本件諮問は異議申立てから諮問まで1年以上を要しているが，
これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（17.8.
3 情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反している。しかも，9
0日を多少上回る程度であればまだしも，1年も超過するのは常軌を

逸している。

イ また、本件想定問答は平成24年に情報公開請求の対象とされており、情報公開請求の対象とされた文書は保存期間が延長されるはずである。「正本」のみ保存期間が延長され、「原議」の保存期間が延長されなかったなどという話は信じ難い。

ウ また、本件対象文書2にいう「確認」の対象は、平成24年当時の海幕首席法務官Aと、前首席法務官Bと思われるが、後者は平成24年当時、既に退官しており、海幕が聞き取り調査を行ったとすれば、Bの自宅に赴き、新聞記事を提示した上で行うといった方法でなされたはずである。その記録が存在しないというのは信じ難い（なおBは、そのような聞き取り調査を受けたことを否定している。「聞き取り調査が行われた事実はなく、不開示は結論において妥当だ」というなら納得できる。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、本件対象文書については、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求書に添付された本件想定問答は、平成24年6月26日に海上幕僚監部において作成された「たちかぜ」アンケート事案に関する想定問答であり、本件開示請求は、本件想定問答の原議書（本件対象文書1）及び本件想定問答に記載された内容についての根拠等が書かれた文書（本件対象文書2及び3）を求めるものである。

本件想定問答に記載された内容についての根拠等が書かれた文書のうち、本件対象文書2については、それまで破棄されたものと認識していたアンケートが存在していることを「いつ、どこで、誰によって」「確認」したのかが分かる文書並びに3等海佐が、裁判を担当する責任者の部屋に行き、「アンケートを出したらどうですか」と伝えたところ、「今さら出すきっかけもない」と返答された旨及び交代していた裁判の責任者を訪ね「正直に出しませんか。」に反応があれば、提出はやめるつもりだったが、連絡は来なかった旨の新聞報道について、その事実関係を「いつ、どこで、誰によって」当時の首席法務官に「確認」したのかが分かる文書である。

また、本件対象文書3については、上記報道内容の事実関係についての「確認」に対し、首席法務官が「質問はされておらず、また回答もしていない」と回答した根拠が書かれた文書である。

このうち本件対象文書1については、海上幕僚監部において作成された

が、本件開示請求があった時点では保存期間を満了し廃棄していたことから、不存在につき不開示としたものである。

また、本件対象文書2及び3については、海上幕僚監部の関係部署において、机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聞き取りを行ったが、その作成又は取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

なお、本件異議申立てを受け、念のために再度同様の探索を行ったが、本件対象文書1ないし3について、いずれもその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は「本件想定問答は平成24年～25年にかけて情報公開請求の対象になっており、保存期間が延長されているはずである。」と主張し、原処分取消し及び文書の再特定を求めるが、本件想定問答は別件開示請求における対象文書となっているものの、本件対象文書1の想定問答の原議書は対象文書となっていない。

また、異議申立人は、本件想定問答はでたらめであり、聞き取りをした人が結果をねじ曲げた可能性が高く、海幕広報室がその人間をかばっている旨主張するが、それらは原処分に対する異議ではなく、本件想定問答の記載内容について意見を述べるものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年6月26日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件想定問答の原議書及び本件想定問答に記載された内容についての根拠等が書かれた文書である。

諮問庁は、本件対象文書を廃棄及び保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書1について

ア 本件対象文書1の保有の有無について、当審査会事務局職員をして

諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- (ア) 本件対象文書1は、本件想定問答の原議書である。
 - (イ) 異議申立人は「本件想定問答は平成24年～25年にかけて情報公開請求の対象になっており、保存期間が延長されているはずである。」と主張するが、本件想定問答は別件開示請求における対象文書となっているものの、本件対象文書1は対象文書となっていない。
 - (ウ) 本件開示請求を受け、海上幕僚監部の関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書1に該当する文書の存在は確認できなかったため、不存在につき不開示とした。
 - (エ) 本件想定問答の作成に当たっては、原議書を作成したものと考えられるが、当該原議書は、海上自衛隊文書管理規則（平成23年海上自衛隊達第10号。以下「文書管理規則」という。）44条に基づき、文書管理者が定めた標準文書保存期間基準（以下「保存期間基準」という。）中の「随時発生し、短期に目的を終えるもの及び1年以上の保存を要しないものの保存期間は、1年未満とすることができる」に該当するものとして、その保存期間は1年未満とされていたことから、本件開示請求日時点においては、既に廃棄されていたものとする。
 - (オ) 本件異議申立てを受け、確実に期すために再度上記（ウ）と同様の探索を行ったが、本件対象文書1の保有を確認することはできなかった。
- イ 諮問庁から文書管理規則及び保存期間基準の提示を受けて確認したところ、当該規則及び保存期間基準の内容は諮問庁の上記ア（エ）のとおりであり、また、本件想定問答の原議書の管理についての諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書1に該当する文書を保有しているとは認められない。

(2) 本件対象文書2及び3について

- ア 本件対象文書2及び3の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。
- (ア) 本件対象文書2及び3は、本件想定問答に記載されている「確認」が、具体的にどのような方法でなされたのか、また、その「確認」に対し、首席法務官が「質問はされておらず、また回答もしていない」と回答した根拠が分かる文書である。
- (イ) 本件開示請求を受け、本件想定問答の作成に職務上関係したと思

われる当時の海上幕僚監部の職員に対して聞き取り調査を行ったが、本件対象文書 2 及び 3 に該当する文書を作成又は取得した事実は確認できなかった。

さらに、海上幕僚監部の関係部署において、執務室内の机、書庫、及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書 2 及び 3 に該当する文書の存在は確認できなかったことから、不存在につき不開示とした。

(ウ) 本件異議申立てを受け、確実に期すために再度上記(イ)と同様の探索を行ったが、本件対象文書 2 及び 3 の保有は確認されなかった。

イ 本件想定問答の作成に職務上関係したと思われる当時の海上幕僚監部の職員に対して聞き取り調査を行ったが本件対象文書 2 及び 3 を作成又は取得した事実は確認できず、関係部署の探索によっても当該文書の存在は確認できなかった旨の上記ア(イ)及び(ウ)の諮問庁の説明を覆すに足る事情は見いだせないことから、防衛省において本件対象文書 2 及び 3 に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約 3 年 3 か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

また、本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理及び当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久